

# 須崎市ネーミングライツ・パートナー募集要項

## (施設特定型募集)

### 1 目的

本要項は、須崎市（以下「市」という。）が保有する別紙1の施設について、ネーミングライツ・パートナー（以下「パートナー」という。）を募集するにあたり必要な事項を定めたものであります。

※ネーミングライツとは、公共施設に企業名や商品名等を冠した名称（以下「愛称」という。）を付与する権利であり、パートナーとは、施設名等に愛称を付与する権利を有する者をいいます。

### 2 募集の概要

#### （1）募集対象施設について

[別紙1] 募集対象施設をご確認ください。

#### （2）ネーミングライツ料について

ネーミングライツ料として、希望する年間金額（消費税及び地方消費税を含む。）を提案してください。

最低希望金額は、20万円/年とします。

※ネーミングライツ・パートナー応募申請書（様式第1号）において、ネーミングライツ料が最低希望金額を下回ったとしても応募は可能となります。

#### （3）愛称の使用開始予定日

令和8年4月1日開始予定

#### （4）命名に伴う留意事項

ア パートナーは、当該施設に愛称を付与することができます。ただし、施設の設置目的や性格にふさわしく、親しみやすさや呼びやすさなど、市民の理解が得られる愛称とします。

イ パートナーが命名するのは一般的な呼称として用いられる名称であり、条例で定める施設の正式名称を変更するものではありません。

ウ パートナーは、パートナーであることを、パートナーが管理するホームページ、出版物等で表示することができます。

エ 利用者の混乱を避けるため、契約期間内における愛称の変更は認めません。

オ 愛称が定着するまでの期間は、正式名称を併記する場合があります。

カ 愛称は、商標権等権利の侵害になることのないよう、十分調査した上で提案してください。権利侵害で争いとなった場合は、パートナー側ですべて負担、対応するものとし、本市は一切の責めを負いません。

キ 条例で定める施設等の正式名称を愛称とすることも可能です。

ク 次に該当するものは愛称として使用することができません。

- (ア) 公序良俗に反するもの又はその恐れのあるもの
- (イ) 人権侵害となるもの又はその恐れのあるもの
- (ウ) 第三者の商標権・著作権等の侵害となるもの又はその恐れのあるもの
- (エ) 政治性又は宗教性のあるもの
- (オ) 社会問題等についての主義又は主張に当たるもの
- (カ) 市政運営に支障を及ぼし、市の信用又は品位を害する恐れのあるもの
- (キ) その他愛称として使用することが適当でないと市長が認めるもの

(5) 契約期間

契約期間は、原則6年間とします。

(6) 愛称掲示場所等及び費用負担等について

ア 愛称が掲示される看板等について

〔別紙1〕募集対象施設をご確認ください。

- (ア) 表示の変更等は、契約締結後から可能となります。
- (イ) 表示変更は、高知県、市及び関係機関等と協議の上、変更可能なものについて行うこととし、看板等の追加設置については、市との相談によるものとします。
- (ウ) 屋外看板については、高知県屋外広告物条例等による規制対象となり、変更前に表示内容等を県に提示し、確認を受ける必要があります。
- (エ) 表示可能なのは愛称のみであり、広告の表示・掲示はできません。

イ 印刷物等の掲載について

- (ア) 市が作成するパンフレット等の印刷物に掲載する施設名等は、原則として愛称を使用しますが、正式名称と併記する場合があります。
- (イ) 印刷物やホームページの表示変更は、契約締結後に作成するものとします。

ウ 費用等の負担

市とパートナーの費用負担は次によるものとし、パートナーは当該費用について、ネーミングライツ料とは別に負担していただくものとします。

区分	市	パートナー
敷地内外の看板等の表示変更（※1）		○
契約期間終了後の原状回復		○
市が発行するパンフレット、封筒等の印刷物やホームページの表示変更	○	

※1 市は、表示変更に係る民間事業者等の紹介等を行うことができません。

パートナーご自身で交渉の上、ご対応いただきます。

(7) 応募者の決定方法

公募型

### 3 応募資格

応募資格を有する者は、経営が安定しており、社会貢献や法令遵守等について理解のある法人とします。ただし、次に掲げる者は対象外とします。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業に該当する事業等及びこれに類似する事業等を営む者
- (2) ギャンブル（当せん金付証票法（昭和 23 年法律第 144 号）に基づく宝くじを除く。以下同じ。）に関する事業等を営む者
- (3) たばこに関する事業等を営む者
- (4) 占い、運勢判断等に関する事業等を営む者
- (5) 債権取立て、示談引受け等に関する事業等を営む者
- (6) 個人輸入代行等に関する事業等を営む者
- (7) 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条第 1 項に規定する貸金業のうち、消費者金融、事業者金融、不動産担保ローン等を専ら営む者
- (8) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成 15 年法律第 83 号）第 2 条第 3 号に規定するインターネット異性紹介事業等を営む者
- (9) 特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）に規定する訪問販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引及び業務提供誘引販売取引を行う事業等を営む者
- (10) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）及び会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生・更生手続開始の申立てがなされている者
- (11) 須崎市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成 24 年須崎市規則第 17 号）第 2 条第 2 項第 5 号のいずれかに該当する者
- (12) 利殖を目的とした投資・投機のあっせん、勧誘、募集等を専ら行う事業等を営む者
- (13) 法令等に違反している者
- (14) 法律の定めのない医療類似行為を行う者
- (15) 興信所、探偵事務所等を営む者
- (16) 行政機関からの行政指導等を受け、改善がなされていない者
- (17) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている事業等を営む者
- (18) 応募時点で市から指名停止措置等を受けている者
- (19) 市町村税（地方消費税を含む。）を滞納している者
- (20) 政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 3 条第 1 項に規定する政治団体及びこれに類する団体
- (21) 宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 2 条に規定する宗教団体及びこれに類する団体
- (22) その他市長がパートナーとして不適当であると認める者

#### 4 応募申請方法

##### (1) 提出書類

ア ネーミングライツ・パートナー応募申請書（様式第1号）

イ 添付書類

添付書類一覧	
①	地域貢献等に対する支援実績等（様式第2号）
②	法人概要
③	直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）
④	法人の登記事項証明書 ※応募申請書提出日時点で発行から3か月以内のもの（写し可）
⑤	国税、都道府県税及び市町村税の納税証明書（令和7年12月1日以降に発行されたもの。写し可） ・国税 証明書の種類 「その3の3」又は「その3」 ・都道府県税 令和7年12月31日までに納期限の到来した都道府県税を滞納していないことの証明 ※応募申請書提出日時点で発行から3か月以内のもの（写し可） ・市町村税 令和7年12月31日までに納期限の到来した市区町村税を滞納していないことの証明 ※課税対象となる事業所等を複数有する場合には、本社と、本業務を遂行する事業所等に係る証明書を提出してください。 ※東京23区に本社又は本業務を遂行する事業所等を有する法人の場合は、都道府県税、市町村税にかえて、「法人都民税」「法人事業税」の納税証明書を提出してください。
⑥	愛称に商品名等を使用する場合、当該商品等の概要の分かるもの
⑦	暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書（様式第3号）

##### 【留意事項】

- ⑤の国税に係る納税証明書について、証明が必要な税目は次のとおりです。  
法人税、消費税及び地方消費税、源泉所得税及び復興特別所得税（強制徴収分）
- 必要に応じて追加資料を求める場合があります。
- 提出された書類は返却しません。
- 提出された書類は、須崎市情報公開条例（平成9年条例第24号）に基づく公開請求があった場合には、同条例に基づき公開することができます。

- ・応募申請書等の提出後に辞退する場合は、辞退届（任意書式）を提出してください。
- ・応募申請書に記載された愛称について、優先交渉権者として選定された後は、原則として変更することはできません。

(2) 提出部数

1部

(3) 提出方法

持参、書留郵便又は記録が残る送付方法での郵送

(4) 提出期間及び場所

ア 提出期間

令和8年1月13日（火）から令和8年1月30日（金）まで（必着）。

持参の場合は、土曜日、日曜日を除く午前8時30分から午後5時15分までとします。

イ 提出場所

高知県須崎市山手町1番7号　須崎市役所本庁舎2階

文化スポーツ・観光課（担当：篠原）

5 選定方法等

(1) 優先交渉権者の選定方法

応募申請締切後、須崎市ネーミングライツ・パートナー選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、応募者から提案された名称、契約金額、企業等の社会貢献実績、提案事項等を総合的に判断し、優先交渉権者（※）を選定します。

応募者が1者のみの場合も、選定委員会において審査します。

選定委員会による審査の結果、市の判断で優先交渉権者を選定しない場合があります。

※優先交渉権者…選定委員会において、パートナーとして適格かつ、他の応募者より優れた提案をしたとして選定された者

【失格とする提案】

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- ア 審査の過程において、応募資格を満たさないことが明らかになったとき。
- イ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- ウ 応募申請書等の提出期間に所定の書類が提出されなかったとき。
- エ その他不正な行為があったとき。

(2) 審査項目及び審査内容

選定委員会は、次の視点及び配点で審査することとします。

No.	審査項目	審査内容
1	ネーミングライツ料	・応募金額の妥当性

2	愛称	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民にとっての親しみやすさ、呼びやすさ等</li> <li>施設の設置目的や性格との整合性</li> </ul>
3	経営の安定性	<ul style="list-style-type: none"> <li>経営の状況、安定性</li> <li>ネーミングライツ料の支払能力</li> </ul>
4	社会貢献	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会貢献や地域活動等の理念</li> <li>活動実績</li> </ul>
5	地域性	<ul style="list-style-type: none"> <li>須崎市との関わり（須崎市内に本社、支社、支店、営業所等を置く又は本社、支社、支店、営業所等を置く見込みがある、法人経営者等が須崎市にゆかりを有する等）</li> </ul>

### （3）パートナーの決定

選定委員会による審査の結果を踏まえ、市長がパートナーを決定します。

### （4）審査結果の通知

審査結果は、全ての応募者に対してネーミングライツ・パートナー採用（不採用）決定通知書（様式第5号）により通知します。

## 6 実施スケジュール

日 程	内 容
令和8年1月13日（火）	パートナー募集開始
令和8年1月30日（金）	応募申請書等の提出期限
令和8年2月中旬	選定委員会開催による優先交渉権者の選定
令和8年2月下旬	審査結果の通知
令和8年3月中旬	契約締結、愛称等の公表
令和8年4月1日（水）予定	愛称の使用開始

## 7 契約の締結及び更新

### （1）契約の締結

市と優先交渉権者でネーミングライツ導入に必要な事項を協議の上、ネーミングライツ・パートナー契約を締結します。

### （2）契約の更新

ネーミングライツ・パートナー契約の期間終了後、パートナーが契約更新を希望する場合は、パートナーが優先的に交渉することができる優先応募権を持つものとします。この場合

も、パートナーは、市が募集要項で定める応募に必要な書類を提出し、選定委員会における審査や契約内容の協議を経た上で、パートナーとして更新できることとします。

## 8 公表

契約締結後、広報すさき、市のホームページ等を通じて、パートナーの名称、施設の愛称、ネーミングライツ料、契約期間等について公表します。

※優先交渉権者の発表等、途中経過については公表しません。

※募集対象施設毎の応募状況及び提案の内容等については公表しません。

### 【市が実施を予定している愛称の周知（広報）活動】

- ア マスコミへの情報提供等を通じての愛称の周知
- イ 市が発行する広報紙（広報すさき）等での周知
- ウ 市ホームページ（施設ホームページ、市ホームページ等）への掲載

## 9 ネーミングライツ料の支払

ネーミングライツ料は、毎年度当初に本市が発行する納付書により、納付期限までに当該年度分（4月から翌年3月分まで）を一括してお支払いただくことを基本とします。ただし、別の方法による支払いを希望される場合は、協議の上支払方法を決定します。

## 10 契約の解除等

パートナーが次の事項に該当した場合、市は契約満了を待たず契約を解除できることとします。この場合、原状回復等に必要な費用はパートナーの負担となり、既に納付されたネーミングライツ料があった場合、契約満了前であっても返還はされません。

- (1) パートナーが応募資格を満たさなくなったとき。
- (2) パートナーが市の指定する期日までにネーミングライツ料を納入しないとき又はパートナーの社会的及び経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があったことが判明したとき。

## 11 その他

### (1) 愛称使用の禁止について

愛称の使用が禁じられている国際大会等の開催期間においては、大会主催者等からの要請を受けて、愛称ではなく条例に基づく正式名称を使用する場合があります。

### (2) 愛称に関する知的財産権を取得する場合

- ア 愛称の標示のロゴ等を商標登録する場合は、パートナーの商標として登録することになります。この場合において、第三者の知的財産権を侵害しないか、パートナーの責任で確認してください。

イ 市はロゴ等を無償で使用できることとします。商品のパッケージ等において第三者が使用する場合の条件については、パートナーと当該第三者が個別に協議してください。

(3) この要項に定めのない事項については、別途協議するものとします。

(4) 不測の事態等が生じたときは、この要項に記した内容に関わらず、臨機の措置をとることがあるものとします。

## 1 2 質疑等

募集要項の内容等の質疑を次のとおり受付します。なお、説明会は開催しません。

(1) 受付期間

令和8年1月13日（火）から令和8年1月21日（水）まで（必着）。

持参の場合は、土曜日、日曜日を除く午前8時30分から午後5時15分までとします。

(2) 受付方法

質問用紙（様式第4号）に記入の上、持参、郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）、FAX又は電子メールにて「13 問合せ先」まで提出し、電話により着信を確認してください。

(3) 回答方法

市の担当者から、FAX又は電子メールにより、受付後5日以内に回答します。

質疑と回答の内容は質問のあった法人名や担当名等を除きホームページで公表する場合があります。

## 1 3 問合せ先

須崎市文化スポーツ・観光課 担当：篠原

住所 〒785-8601 高知県須崎市山手町1番7号 須崎市役所本庁舎2階

電話 0889-42-1150

メールアドレス sports@city.susaki.lg.jp